

2020 年度事業計画

基本方針

訪問看護の安定的な供給の確保と質の向上を図るため、事業者を支援し、2025 年までに 12 万人が必要と推定される訪問看護師が生き生きと働けるような環境を整備するための支援を行う。訪問看護を必要とする方に必要な看護を提供し、在宅療養者やその家族が安心して、尊厳をもって自立した生活が送れるよう支援する。

また、65 歳以上の高齢者数がピークとなり、生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据えて、より効率的・効果的な訪問看護の提供に貢献できる体制整備や地域で働く訪問看護師の支援を行いながら、住民や地域の多様な主体が参画する地域共生社会を目指す。

これらの実現に向けて「訪問看護アクションプラン 2025」に基づき、他機関・多職種・住民と連携・協働して訪問看護の推進を図る。

2020 年度重点課題

I 地域包括ケアの実現を目指し、訪問看護をはじめとする在宅サービスがより国民に届くようにするために、訪問看護事業所・関連事業の設置や大規模化・多機能化の促進等、2025 年に向けて訪問看護の推進に取り組む。

1. 診療報酬・介護報酬に関する各種調査に基づき、次の報酬改定に向けて、厚生労働省や関係機関への要望や政策提言を行うとともに、2025 年に向けて訪問看護の推進に取り組む。
2. 訪問看護ステーションの大規模化の推進と質の確保のために、機能強化型訪問看護管理療養費 1 を算定できる事業所を増やすための支援を行う。
3. 効率的で効果的な訪問看護の提供と多職種との情報共有を推進するために、訪問看護における ICT 活用促進への支援を行う。

II 訪問看護事業所が、各地域で都道府県訪問看護ステーション協議会や行政と一緒に、訪問看護の量的確保や質の向上のための事業推進に取り組めるよう支援する。

1. 都道府県訪問看護ステーション協議会等が主体となって、地域医療介護総合確保基金を獲得し、事業につなげられるよう、協議会等の法人化を促進するための支援、及び、在宅医療関連講師人材の育成と活動支援を行う。
2. 訪問看護事業所が質向上のための自己評価を積極的に実施できるよう、e-learning 教材を活用し、「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン」「自己評価 Web システム」の普及・活用促進を図る。
3. 小児訪問看護の量的拡大及び質的向上に向けて推進する。

具体的な事業計画

1. 会議の開催予定

1) 理事会	4回
2) 総会	2回
3) 運営委員会	4回
4) 訪問看護推進委員会	4回
・小児訪問看護推進検討部会	3回
・事業所自己評価ガイドライン普及・活用促進部会	3回
5) 精神科訪問看護推進委員会	3回
6) 研究委員会	2回
7) 研修委員会	3回
8) 広報・編集委員会	3回
9) 研究倫理審査委員会	適宜

2. 訪問看護推進事業

- 2025年に向けて、訪問看護事業・関連事業の推進に取り組む。
 - 診療報酬・介護報酬に関する各種調査に基づき、次の報酬改定（2021年介護報酬・2022年診療報酬）に向けて、厚生労働省や関係機関への要望や政策提言を行う。
 - 2019年度に実施した調査結果をもとに、訪問看護ステーションの外国人利用者やその家族への具体的な対応方法（契約時の書類や地域における通訳ボランティアの活用等）について検討し、情報提供する。
 - 高齢多死社会の進展に伴うACPの取組を推進するために、ホームページに情報サイトを充実させ、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知する。また、地域住民にACPの考え方を浸透させるため、訪問看護師が中心となって実施している取り組み事例などを紹介する。
 - 認知症高齢者の増加への対応として、訪問看護師がキャラバンメイトとなり、市町村と協力して地域作りをするなど、看護師が担うべき認知症ケアの役割（家族支援や相談機能など）を発揮するための支援を行う。
- 訪問看護事業所が質向上のための自己評価を積極的に実施できるよう、訪問看護推進委員会の下、事業所自己評価ガイドライン普及促進部会を中心に取り組む。
 - 前年度に開発したe-learning教材を活用し、「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン」の普及・活用促進と「自己評価Webシステム」の参加促進を図る。
 - 前年度に開発したe-learning教材を活用し、事業所自己評価ガイドラインの活用方法を教育・普及する講師の育成を実施する。

- 3) 自己評価実施事業所への認定制度に向けて検討し、運用する。
3. 小児訪問看護の量的拡大及び質的向上を推進するために、訪問看護推進委員会の下、小児訪問看護推進検討部会を中心に、以下について取り組む。
 - 1) 小児訪問看護の量的拡大や質的向上、医療的ケア児への訪問看護に関する推進のための検討を行い、要望や政策提言につなげる。
 - 2) 前年度に完成した研修プログラム（座学・同行訪問・実習等）を順次、モデル的に実施し、検証を行う。また、日本看護協会や日本訪問看護財団の研修内容とすり合わせを行い、研修プログラムの充実を図る。
 - 3) 開発した研修プログラムを各地域で実施する研修につなげるための方策を検討する。
 - 4) 新たに小児訪問看護に取り組む訪問看護事業所を支援するために情報交換会を開催する。
 4. 訪問看護関連事業の促進、質の確保などに取り組む。
 - 1) 訪問看護ステーションの大規模化の推進と質の確保のために、職員の増員や施設整備、業務効率化に関する地域医療介護総合確保基金の活用方法や好事例の紹介等、機能強化型訪問看護管理療養費1を算定できる事業所を増やすための支援を行う。
 - 2) 「看護小規模多機能型居宅介護」の設置促進及び安定的な経営を支援するために、前年度に作成した「看護小規模多機能型居宅介護管理者経営・マネジメントの手引き（仮）」の周知・活用を推進する。また、日本看護協会及び日本訪問看護財団と協働して、相談・支援を行う。
 - 3) はばたき福祉事業団が実施する、薬害 HIV 感染被害者健康訪問相談を支援する。
 5. 精神科訪問看護の質的向上と多職種協働による地域包括ケアシステムの構築を推進するために、以下について精神科訪問看護推進委員会を中心に取り組む。
 - 1) 精神科訪問看護の実態把握に基づく要望や政策提言を行う。
 - 2) 精神科訪問看護関連の研修内容の検討および精神科訪問看護情報交換会を企画運営する。
 - 3) 電話によるコンサルテーションを実施する。
 - 4) 作業療法士や精神保健福祉士等を含めた多職種協働の強化や精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの構築を推進するための検討を行う。
 - 5) 前年度に検討して作成した「精神科訪問看護研修テキスト（仮）」を活用した研修会を開催する。
 6. 地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画できるよう、都道府県、市区町村単位の訪問看護ステーション協議会等を支援する。
 - 1) 都道府県訪問看護ステーション協議会等が主体となって、地域医療介護総合確保基金を獲得し、事業につなげられるよう、協議会等の法人

化を促進するための支援（メリットの周知、成功例の紹介、具体的な手続き方法等の情報提供）を行う。

- 2) 在宅医療関連講師人材養成研修会受講修了者の活動を支援する。
 - 3) 都道府県訪問看護ステーション協議会及びそのブロック毎の交流会を支援する。
7. 訪問看護ステーションにおいて「看護師の特定行為に係る研修制度」受講を促進し、安全に活動するための支援を行う。
- 1) 訪問看護師が受講しやすい条件（受講種別、費用、人員補完、医療計画への組み込み、地域医療介護総合確保基金の活用等）について検討し、各都道府県の状況とともに情報提供する。
 - 2) 研修修了者の活動状況やその効果、研修修了者が安全・効果的に活動でき、利用者へのケアを提供できるための方策を検討し、情報提供する。
8. 2040年を見据えて、訪問看護事業だけでなく、幅広い視野で地域全体やサービスのあり方を検討する。
- 1) 「訪問看護アクションプラン 2025」の普及・活用を図る。
 - 2) 日本看護協会及び日本訪問看護財団とともに「訪問看護アクションプラン 2025」の中間評価を行い、残されている課題や強化すべき活動内容を明確にして、アクションプランの実現に向けて取り組む。
 - 3) 訪問看護師を増やす方策について、日本看護協会及び日本訪問看護財団とともに検討し、実施する。
9. 効率的で効果的な訪問看護の提供と多職種との情報共有を推進するために、訪問看護における ICT 活用促進への支援を行う。
- 1) Web 調査の実施、オンライン診療に関する情報提供等を行うことにより、各訪問看護事業所の ICT 化促進を支援する。
 - 2) ICT 活用による様々な業務の効率化、地域連携の方法について情報発信する。
 - 3) 訪問看護の効果を示すエビデンスの蓄積を目的として、訪問看護のデータベース化に関する検討会や意見交換の場に積極的に参画する。
10. 海外の訪問看護・在宅ケアのシステムや実践を学ぶ視察企画について、会員に情報提供し、訪問看護の推進に生かす支援を行う。
11. 海外からの視察要請に積極的に対応する。

3. 研究・委託事業

- 1) 厚生労働省老人保健健康増進等事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 2) 厚生労働省社会福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中

- 3) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
研究課題：関係者等と協議検討中
- 4) 厚生労働省医政局委託事業
委託：関係者等と協議検討中
- 5) 全国訪問看護事業協会自主研究事業
 - ①在宅における事故報告システムのあり方に関する調査研究事業
 - ②訪問看護管理者研修の体系化に関する研究事業
(現管理者研修を体系的に整理するとともに、事業協会独自の認定等について検討する。)
 - ③一般公募による研究助成事業
 - ④その他、研究委員会で検討する

4. 研修事業

当協会として担うべき研修会の目的を明確にして、既存の研修内容の見直しやさらなる充実、新規研修会の検討などを行い、訪問看護の量と質を担保できる、時代に即した研修会を企画し、実施する。

また、当協会で開催してきた研修プログラムを整理して提供することにより、各地域で開催する力をつけられるよう支援する。

5. 情報提供事業

- 1) 電話相談(毎週水曜日 13:00~17:00)
*報酬改定前後など、相談件数が多い場合は、適宜回数を増やす
- 2) 最新情報の郵送・FAX通信・WEB掲載
- 3) ホームページ内容の更新・会員ページ内容の充実
- 4) 会員の安全確保の観点から、訪問看護事業共済会で取り扱う「訪問看護師賠償責任保険」や「クレームサポート補償」など、様々な保障制度の情報提供を行う。
- 5) その他、各種相談対応や訪問看護事業に関する情報提供を行う。

6. 広報出版事業

- 1) 訪問看護ステーションニュース(年6回)の発行
- 2) 訪問看護ステーションパンフレット・ポスターの発行、販売
- 3) 「喀痰吸引・経管栄養における看護と介護との連携の概要」の販売促進
- 4) 「訪問看護実務相談Q&A」の改訂、販売促進
- 5) 「ナースのための退院調整」の販売促進
- 6) 「事故事例から学ぶ訪問看護の安全対策」の販売促進
- 7) 「訪問看護ステーションの災害対策」の販売促進
- 8) 「看護の事業所開設ガイドQ&A」の見直し
- 9) 「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」の販売促進
- 10) 「看護小規模多機能型居宅介護開設ガイドブック」の販売促進
- 11) 「明日からできる訪問看護管理」の改訂、販売促進

- 12) 「わかる・できる・使える 訪問看護のための ICT～ケアの質向上/業務の効率化/他職種連携～」の販売促進
- 13) 「訪問看護・介護事業所必携！暴力・ハラスメントの予防と対応～スタッフが安心・安全に働くために～」の販売促進
- 14) 「精神科訪問看護研修テキスト（仮）」の発刊、販売促進
- 15) 出版社等からの原稿依頼対応
- 16) 研究成果物等書籍の発行

7. 関係団体との連携

- ・ 厚生労働省及び関係団体が開催する会議等への委員の派遣
- ・ 関係団体との連携推進（多職種、他機関及び関連団体と懇談会等）
 - 日本医師会
 - 日本看護協会
 - 日本訪問看護財団
 - はばたき福祉事業団
 - 理学療法士等の諸団体
- ・ 訪問看護推進連携会議開催（日本看護協会・日本訪問看護財団と共同）
- ・ 都道府県訪問看護ステーション協議会との連携強化
- ・ 都道府県訪問看護ステーション協議会交流会の開催

8. 災害発生時の復興支援

大災害発生時は、関係する情報を収集し訪問看護事業所に発信するとともに、種々の相談・支援を行う。

9. 組織強化・会員の拡大

新規開設事業者や未入会事業者の入会を促進し、当協会の組織率を高め、会員と共に訪問看護事業や関連事業の質の向上を図る。